

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年4月1日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給

等の支給)、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則9-8-8(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-14(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-18(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-40(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-57(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-68(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-15(宿日直手当)、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)、人事院規則9-24(通勤手当)、人事院規則9-24-10(人事院規則9-24(通勤手当)の一部を改正す

等の支給)、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則9-8-8(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-14(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-18(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-40(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-57(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-68(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-15(宿日直手当)、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)、人事院規則9-24(通勤手当)、人事院規則9-24-10(人事院規則9-24(通勤手当)の一部を改正す

る人事院規則）、人事院規則 9—30（特殊勤務手当）、人事院規則 9—34（初任給調整手当）、人事院規則 9—40（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則 9—43（休日給）、人事院規則 9—49（地域手当）、人事院規則 9—54（住居手当）、人事院規則 9—55（特地勤務手当等）、人事院規則 9—55—125（人事院規則 9—55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—80（扶養手当）、人事院規則 9—82（俸給の半減）、人事院規則 9—89（単身赴任手当）、人事院規則 9—93（管理職員特別勤務手当）、人事院規則 9—97（超過勤務手当）、人事院規則 9—102（研究員調整手当）、人事院規則 9—121（広域異動手当）、人事院規則 9—121—2（人事院規則 9—121（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—122（専門スタッフ職調整手当）、人事院規則 9—123（本府省業務調整手当）及び人事院規則 9—129（東日

る人事院規則）、人事院規則 9—30（特殊勤務手当）、人事院規則 9—34（初任給調整手当）、人事院規則 9—40（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則 9—43（休日給）、人事院規則 9—49（地域手当）、人事院規則 9—54（住居手当）、人事院規則 9—55（特地勤務手当等）、人事院規則 9—55—125（人事院規則 9—55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—80（扶養手当）、人事院規則 9—82（俸給の半減）、人事院規則 9—89（単身赴任手当）、人事院規則 9—93（管理職員特別勤務手当）、人事院規則 9—97（超過勤務手当）、人事院規則 9—102（研究員調整手当）、人事院規則 9—121（広域異動手当）、人事院規則 9—121—2（人事院規則 9—121（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—122（専門スタッフ職調整手当）、人事院規則 9—123（本府省業務調整手当）及び人事院規則 9—129（東日

本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 （略）

2 委任する権限及び所掌事務

一～七の二 （略）

八 人事院規則 9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項

(1)～(49の2) （略）

(50) 第 28 条の 5 第 2 項第 3 号から第 5 号までの規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること及び人事院が定めることとされている額について定めること。

(削る)

本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 （略）

2 委任する権限及び所掌事務

一～七の二 （略）

八 人事院規則 9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項

(1)～(49の2) （略）

(49の3) 第 28 条の 5 第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること及び人事院が定めることとされている額について定めること。

(50) 第 28 条の 5 第 2 項第 5 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

<p>(50の2)～(52) (略)</p> <p>九～二十 (略)</p> <p>二十一 人事院規則 9—129 (東日本大震災及び東日本大震災以外の<u>特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等</u>に対処するための人事院規則 9—30 (特殊勤務手当) の特例) に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>第8条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている新型インフルエンザ等及び作業について定めること。</u></p> <p>(22) <u>第8条第2項の規定に基づき、人事院が認めることとされている作業について認めること及び人事院が定めるところとされている額について定めること。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(50の2)～(52) (略)</p> <p>九～二十 (略)</p> <p>二十一 人事院規則 9—129 (東日本大震災及び東日本大震災以外の<u>特定大規模災害等</u>に対処するための人事院規則 9—30 (特殊勤務手当) の特例) に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

2 この決定による改正は、令和4年4月1日から効力を発生する。